

区 分	点数(点)	注 釈
E102 核医学診断		注 行った核医学診断の種類又は回数にかかわらず、月1回に限り算定できるものとする。
1 区分番号「E101-2」に掲げるボジトロン断層撮影、「E101-3」に掲げるボジトロン断層・コンピュータ断層複合撮影(一連の検査につき)、「E101-4」に掲げるボジトロン断層・磁気共鳴コンピュータ断層複合撮影(一連の検査につき)及び「E101-5」に掲げる乳房用ボジトロン断層撮影の場合	450	留意点 (令和8年3月5日 保医発0305第6号) (1) 核医学診断料は、実施した「E100」シンチグラム(画像を伴うもの)から「E101-5」乳房用ボジトロン断層撮影までに掲げる各区分の種類又は回数にかかわらず、月1回の算定とし、初回のシンチグラム(画像を伴うもの)、シングルホトンエミッションコンピュータ断層撮影、ボジトロン断層撮影、ボジトロン断層・コンピュータ断層複合撮影、ボジトロン断層・磁気共鳴コンピュータ断層複合撮影又は乳房用ボジトロン断層撮影を実施する日に算定する。 (2) 同一月内において入院及び外来の両方又は入院中に複数の診療科においてシンチグラム(画像を伴うもの)、シングルホトンエミッションコンピュータ断層撮影、ボジトロン断層撮影、ボジトロン断層・コンピュータ断層複合撮影、ボジトロン断層・磁気共鳴コンピュータ断層複合撮影又は乳房用ボジトロン断層撮影を実施した場合においては、入院若しくは外来又は診療科の別にかかわらず、月1回に限り算定する。
2 1以外の場合	370	